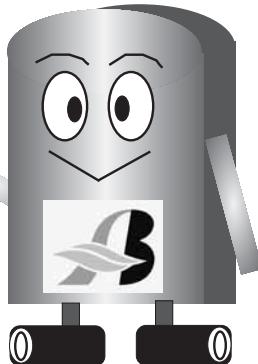


貴重なご提言ありがとうございました。

—住民提案意見制度—



ご提言をいただきましたのちに、追分ハイヤーの親会社である互信交運事業協同組合から10月末で撤退するという報告を受けました。

互信交運ではこれまで追分ハイヤーを利用されていました

方々のために、出来れば追分ハイヤーを残したいという想いから継続して経営していた

だける方がいないか、他の方々への打診を行つていただきおりましたが、結果として11月1日から他の方が追分ハイヤーの経営を引き継ぐこととなり、この時点では互信交運への町からの支援のお話もなくなりました。

ただ、今後もこのような事態が起きることも想定されますが、町といたしましても住民の足の確保という問題、特に交通弱者と呼ばれる高齢者や身体の不自由な方々のために、その時々において、ケータイケースにより状況を検証、検討し、議会の判断を仰ぎながら進めて参りたいと考えておりますので、今後とも大変貴重なご意見を賜りお礼申し上げますとともに、回答が遅れましたことをお詫び申し上げます。

追分ハイヤー存続支援策に対する提言（8月提案・匿名）
町長公用車を委託するなどの支援措置にしては何か。補助金等による支援は納得できません。

【回答】企画課企画グループ

このたびの追分ハイヤーに対する存続支援策について、大変貴重なご意見を賜りお礼申し上げますとともに、回答

をいただきました件について回答します。（提案内容は要約しています。）

無記名・匿名で提案をいただきました件について回答します。（提案内容は要約しています。）

【回答】健康福祉課介護保険グループ

(1)介護サービスを利用するためには「要介護認定」を受ける必要があります、その認定の決定までは次のとおりです。

①認定調査

役場の保健師又は役場から委託を受けた介護保険事業所の職員が自宅を訪問し、全国共通の調査票に基づき、現在の心身の状態について聞き取り調査を行います。

②主治医の意見書

かかりつけの医師から健康状態等について意見書をもらいます。

③認定審査

認定調査の結果と医師の意見書に基づき、認定審査会において要介護度を決定します。

認定審査会は安平町、厚真町、むかわ町の3町合同設置であり、審査員については3町の有識者で構成されております。審査会で使用する資料は氏名、住所等の個人を特定できる情報については削除さ

れ、個人を特定せず、公平な審査を実施しています。審査の状態について、目安のところは左表のとおりです。

区分	状態の目安
要支援1	生活機能の低下がみられるが、ほぼ独立した生活が出来る
要支援2	生活機能の低下が比較的軽く、介護予防サービスによる支援で改善する可能性が高い
要介護1	歩行などに不安定さがあり、日常生活に部分的な介護が必要
要介護2	歩行などが不安定で、排せつや入浴などの一部に介護が必要
要介護3	歩行や排せつ、入浴、衣服の脱着などにほぼ全面的な介護が必要
要介護4	日常生活全般動作能力が低下しており、介護なしでの生活が困難
要介護5	生活全般に介護が必要で、介護なしでは日常生活がほぼ不可能

町では、提案箱を町内の10か所に設置し、皆さんのご提言やご意見を行政に反映するよう努めていますが、無記名でのご提言への回答は広報により行うため時間がかかります。

ついでんくんには必ず氏名と住所の記載をお願いします。

ついでんくんには必ず氏名と住所の記載をお願いします。

問い合わせは企画課企画グループ（☎ 227-511）までご連絡ください。

※介護認定はあくまでデイサービスやヘルパーによる家事援助などを利用するために必要な認定であり、認定を受けているからといって、病院でかかる医療費等の助成はありません。ただし、介護保険制度とは別に、さまざまな医療費の助成があります。医療費の助成制度については健康福祉課（☎ 254-5555）までお問い合わせください。